

グループ企業内派遣の8割規制

資料3

1. 関係派遣先の範囲

○ 平成20年9月の「労働政策審議会建議」において、グループ企業が「親会社及び連結子会社」と整理されていることから、グループ企業の範囲を以下のように整理してはどうか。

① 連結決算を導入している場合

ア) 親会社 → 派遣元事業主が連結子会社である場合の当該派遣元事業主の親会社

イ) 親会社の子会社 → 親会社の連結子会社（会計上の「連結子会社」）

② 連結決算を導入していない場合

ア) 親会社 → 派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者

資本金の過半数を出資している者

これらと同等以上の支配力を有する者

イ) 親会社の子会社 → 派遣元事業主の親会社が議決権の過半数を所有している者

資本金の過半数を出資している者

これらと同等以上の支配力を有する者

2. 厚生労働大臣への報告時期

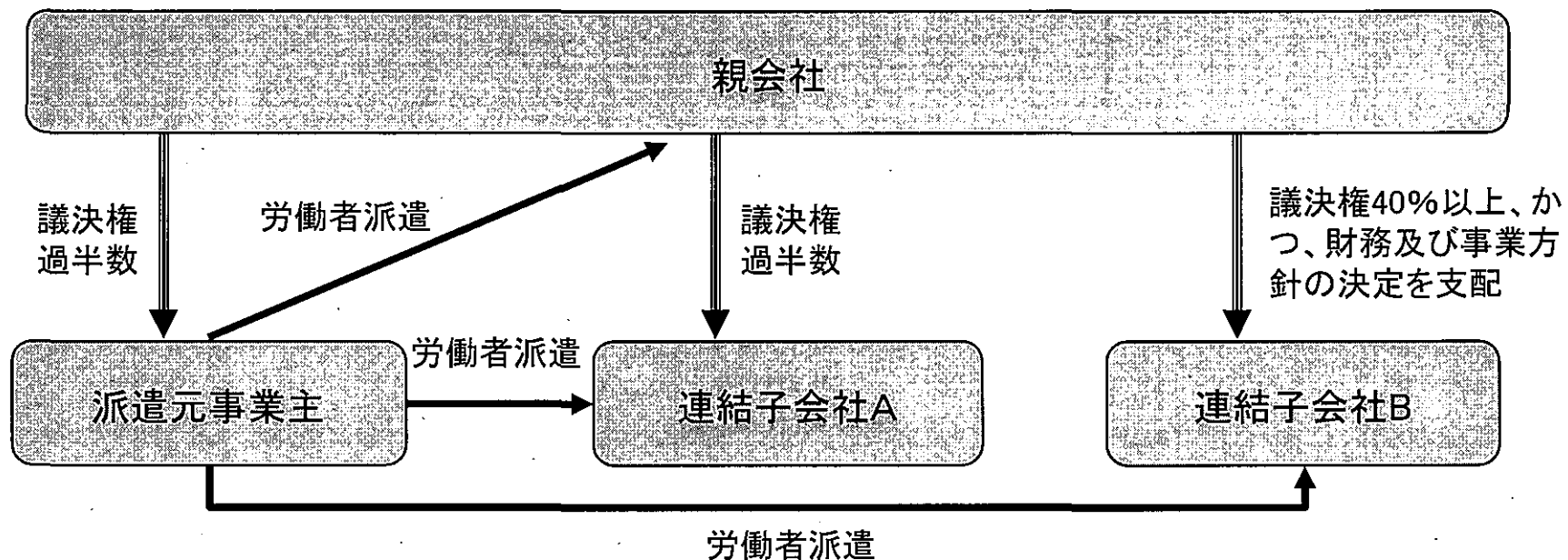
○ 関係派遣先の範囲に連結決算の結果を利用することから、派遣割合の報告時期を収支計算書の提出時期と合わせる（毎事業年度経過後3ヶ月以内）こととしてはどうか。

<参考> 労働政策審議会建議(平成20年9月24日)(抜粋)

グループ企業(親会社及び連結子会社)内の派遣会社が一の事業年度中に当該グループ企業に派遣する人員(定年退職者を除く)の割合を8割以下とする義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

その際、割合についての報告制度を設けるとともに、8割を超えている場合には、指導、勧告、許可の取消し等の各措置を順次行うこととすることが適当である。

① 連結決算を導入している場合

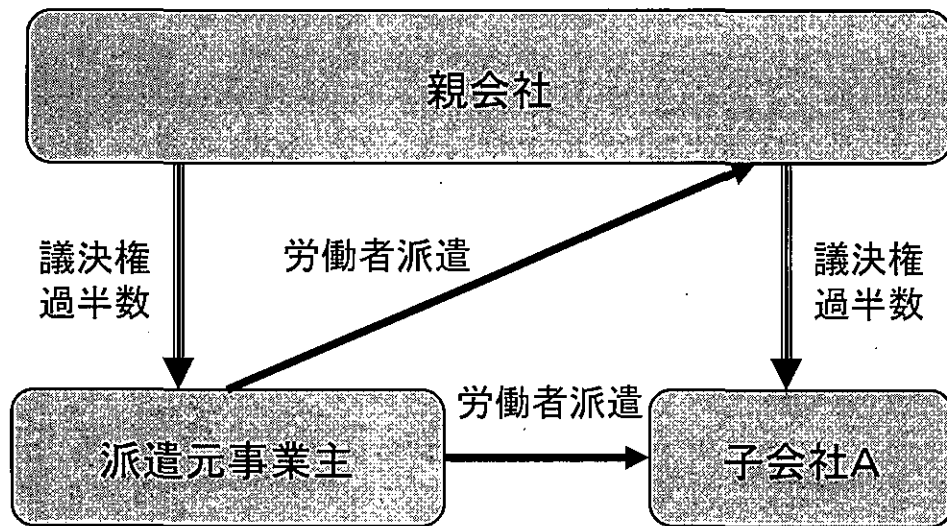


(注1)親会社と子会社が一体となって「他の会社」を支配している場合、子会社1社で「他の会社」を支配している場合等は、当該「他の会社」も親会社の子会社とみなされる。

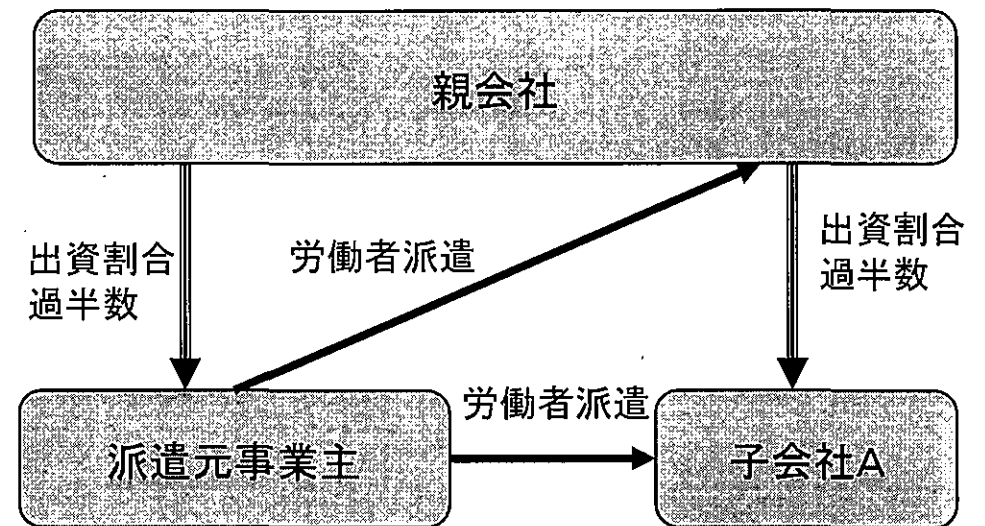
(注2)連結子会社の範囲は、実質的な支配力があるかどうかで判断。

② 連結決算を導入していない場合

【例1】



【例2】



会計基準の取扱いについての変遷

	平成20年9月（建議）当時	平成24年6月現在
連結財務諸表に関する 会計基準（日本基準）	○子会社の範囲 →支配力基準により判定	○同左
米国基準	○米国でSECに登録している企業については、米国基準での財務諸表の開示が許容 ○子会社の範囲 →持株基準により判定	○同左
国際会計基準	○子会社の範囲 →支配力基準により判定 ※ 日本では使用されていない。	○平成22年3月期より、国際的な事業・財務活動を行う企業の連結財務諸表について、IFRSの使用が許容 ※ 外国に資本金20億円以上の子会社を有している等の要件を満たす場合のみ。 ○子会社の範囲→同左

（注1）平成23年3月末では、日本電波工業（株）・HOYA（株）・住友商事（株）がIFRSに準拠して財務諸表を作成している。

（注2）日本基準の場合には重要性の乏しい子会社等については連結対象外となるが、国際会計基準の場合にはそのような例外はない。